

# 入 札 説 明 書

調達件名

新潟市立学校で使用する電力の供給（新津第一小学校 外55校）

新潟市教育委員会学務課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名及び数量

件名	校数	予定 契約電力 (kW/月)	予定 使用電力量 R5.7～R6.3 (kWh)	予定 使用電力量 R6.4～R6.6 (kWh)
新潟市立学校で使用する電力の供給 (新津第一小学校 外 55校)	56	5,219	6,049,700	1,762,300

### (2) 供給内容等

別添「電力供給条件仕様書」のとおり

### (3) 履行場所

新潟市立新津第一小学校 外 55校

各学校の所在地は、「電力供給条件仕様書」別紙1のとおり

### (4) 契約期間

令和5年7月1日から令和6年6月30日まで(12か月)

なお、本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約とする。

### (5) 入札保証金

新潟市契約規則第10条第2項により免除する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 新潟市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 「新潟市電力の調達に係る環境配慮方針」の別表に示す配点により算定した評価点の合計が70点以上であること。

(4) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表2の9（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。

(6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定に基づき、本入札の公告日の属する年度の前年度の4月1日から本入札の開札日までの間に、同法第31条に規定する納付金が未納で

ある旨の公表がなされた者でないこと。

- (7) 本入札の公告日の属する年度の前年度の4月1日から本入札の開札日までの間に、新潟市との電力契約における売買代金等の滞納がないこと。
- (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (9) 令和3年4月1日以降に当該業務もしくはこれと同種の業務の実績を2つ以上有すること（契約履行中のものを含む）、又は当該業務の履行が可能な者であること。なお、同種の業務の実績とは、契約電力が3,000kW以上の実績のことを指す。
- (10) 事故発生時等に緊急対応可能な体制が整備されていること。

### 3 スケジュール

項目	日程
公告	令和5年 4月 7日（金）
入札参加資格審査申請書受付 （入札参加資格のない者のみ必要）	令和5年 4月 7日（金）から 4月 21日（金）まで
一般競争入札参加申請書受付	令和5年 4月 7日（金）から 令和5年 4月 28日（金）まで
質疑書受付	令和5年 4月 7日（金）から 4月 19日（水）まで
質疑書への回答	令和5年 4月 25日（火）まで
一般競争入札参加資格確認結果通知発送	令和5年 5月 12日（金）まで
入札書郵送受付	令和5年 5月 18日（木）から 5月 29日（月）まで
入札・開札	令和5年 5月 30日（火）
電力供給開始	令和5年 7月 1日（土）

### 4 問い合わせ・書類提出先

郵便番号 951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル4階

新潟市教育委員会学務課

電話 025-226-3174

FAX 025-226-0042

電子メール [gakumu@city.niigata.lg.jp](mailto:gakumu@city.niigata.lg.jp)

### 5 入札方法

- (1) 入札にあたっては、9か月分の金額（初年度分）で入札に付する。

入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、様式6の2「契約単価兼積算内訳書」を用いて消費税及び地方消費税を含んだ単価により見積もった年額合計の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書に記載する金額は、契約単価兼積算内訳書に示した契約電力に対する基本料金、予定使用電力量に対する電力量料金（7月から9月を「夏季」、それ以外の月を「その他季」とする）の各単価を設定し、同内訳書を用いて月別電気料金を算出（1円未満切り捨て）し、各月別電気料金を合計した年額合計に、110分の100を

乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

- (3) 各単価は、契約電力1kW当たり又は使用電力量1kWh当たりの単価で、消費税及び地方消費税を含むものとし、1円未満の端数がある場合は小数点以下第2位までとする。
- (4) 月額の基本料の算出には、標準力率との差により料金の割引及び割増を考慮できるものとする。
- (5) 燃料費調整等は別途行うこととし、入札金額の算定にあたっては、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮に入れないこと。
- (6) 入札金額算出の基になる契約単価兼積算内訳書は、入札書に同封し提出すること。

## 6 一般競争入札参加申請の提出、結果通知の発送

- (1) 本調達の入札に参加を希望する者は、様式1「一般競争入札参加申請書」、様式2「電力調達契約評価項目等報告書」、様式3「安定供給確約書」、様式4「電力供給実績一覧表」、及び会社概要（設立年月日、資本金、事業内容及び供給電源の所在地、当該電源の出力（kW）、電気の送電方法、その他契約上必要と認められる事項を任意の書式により記載するもの。パンフレット可。）を、令和5年4月28日（金）午後5時（必着）までに上記4の場所に、持参又は書留郵便により提出すること。なお、持参の場合の受付時間は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、令和3年4月1日以降、新潟市立学校における電力供給を行ったことがある者については、様式4「電力供給実績一覧表」の提出を不要とする。
- (2) 一般競争入札参加申請書は、入札を希望する件名ごとに作成すること。なお、参加申請書を複数提出する場合は、添付書類は1部でよいものとする。
- (3) 入札者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じるものとする。
- (4) 一般競争入札参加資格確認結果通知は、令和5年5月12日（金）までに発送する。
- (5) 一般競争入札参加申請書の提出後に入札参加を辞退する場合は、様式8「入札辞退届」を提出すること。

## 7 質疑の受付、回答

- (1) 仕様書等について疑義がある場合は、様式5「質疑書」を令和5年4月7日（金）から令和5年4月19日（水）午後5時まで、上記4へファックス又は電子メールにより提出すること。
- (2) 回答は令和5年4月25日（火）までに、提出者及び回答日時点で入札参加申請をした者にファックス又は電子メールで送付するほか、新潟市ホームページで公表する。

## 8 入札及び開札

- (1) 入札・開札日時及び場所
  - ア 日時 令和5年5月30日（火）午後3時45分
  - イ 場所 新潟市役所 ふるまち庁舎 403会議室（教育会議室2）  
（新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル4階）
- (2) 郵送による入札書の受領期間及び受領期限
  - ア 受領期間 令和5年5月18日（木）から令和5年5月29日（月）まで
  - イ 受領期限 令和5年5月29日（月）午後5時 必着

ウ 提出先 上記4の場所へ提出すること。

エ 郵送方法 書留郵便に限る。

- (3) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、契約書（案）を熟知の上、入札をしなければならない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (5) 入札会場には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書の写し、並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札会場を退室することはできない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、様式6「入札書」及び様式7「委任状」を使用すること。
- (10) 入札参加又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。

ア 入札参加者の住所、会社（商店）名、入札者氏名及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

イ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社（商店）名、受任者氏名（代理人の氏名）及び押印

ウ 入札金額

エ 履行場所

オ 件名、品質・規格、数量、単価及び金額

- (11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
- (12) 入札書と契約単価兼積算内訳書は同じ封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日時、件名、入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。

なお、郵便（書留郵便に限る）により入札する場合については二重封筒とし、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書き、入札書等の入った封筒と、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを外封筒に入れること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。

- (13) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (15) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (16) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参

加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

- (18) 開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵送による入札を行ったものがある場合において、直ちに再度の入札を行うことができない場合は、契約担当者が指定する日時において再度の入札を行う。なお、後記9の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (19) 再入札は1回とし、落札者のない場合は施行令第167条の2第1項第8号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。なお、再入札にあたっては入札書のみでも可能とし、入札後速やかに再入札の際の入札書の価格と同額の契約単価兼積算内訳書を提出すること。

## 9 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札。
- (2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札。
- (3) 入札者が2以上の入札(本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。)をした場合におけるその者の全部の入札。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する不正の行為によった入札。
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札。
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札。
- (7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札。
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札。
- (9) 上記(4)、(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

## 10 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

## 11 契約の停止等

本調達に契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があった

ときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## 12 契約保証金

新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。

なお、契約保証金の額は契約金額を1年間当たりの額に換算した金額の100分の10以上の金額とする。

## 13 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、落札決定の日から10日以内の間に、別添「契約書（案）」に基づき当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延期できるものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、落札者が隔地にあるときは、まず、落札者が契約書に記名押印し、これを契約担当に送付し、契約担当は当該契約書案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- (3) (2)の場合において契約担当が記名押印したときは、当該契約書の1通を落札者に送付するものとする。
- (4) 契約書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (5) 本契約は、入札の際に提出される契約単価兼積算内訳書に記載された単価に基づく単価契約とする。
- (6) 契約期間中における年間の実績使用量が予定量に達しない場合でも料金の精算は行わない。
- (7) 契約担当が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。
- (8) 落札者は、当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を提出すること。
  - ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表
  - イ 当該契約の担当者名、組織図及び連絡先ならびに協議窓口の所在地

## 14 契約条項

別添「契約書（案）」による。

## 15 その他

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することがある。

## 16 入札参加資格審査申請

本調達の公告時に、新潟市の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者で本調達の入札に参加を希望する者は、政府調達（WTO）契約に係る物品入札参加資格審査申請書を、令和5年4月21日（金）午後5時までに下記へ持参又は郵送（必着とし、書留郵便に限る。）すること。

なお、申請書類は新潟市ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課物品契約係

電 話 025-226-2213

F A X 025-225-3500

ホームページアドレス

[https://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku\\_top/03sikaku/0506shinseiu\\_ketsuke.html](https://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top/03sikaku/0506shinseiu_ketsuke.html)



## 新潟市電力の調達に係る環境配慮方針

### (目的)

第1条 本方針は、本市が行う電力の調達に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 本方針において、「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

### (対象組織等)

第3条 この方針は、本市の全ての機関が、電力を調達する際に適用する。

### (環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素排出係数（基礎または調整後排出係数）
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況
- (4) RE100 対応電気の提供状況

### (資格の要件)

第5条 次の要件をすべて満たす小売電気事業者が契約資格を有するものとする。

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（経済産業省「電力の小売営業に関する指針」の最新版に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施）していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- (2) 前条に定める環境評価項目について、別表「新潟市環境配慮電力調達評価基準（以下「評価基準」という。）」に示す配点により算定した評価点の合計が70点以上であること。

### (評価)

- 第6条 本市が行う電力調達契約を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を、別表「評価基準」により算定し、その評価点等及び前条に定める電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況を「電力調達契約評価項目等報告書」（様式1）（以下、「様式1」という。）に記載し、環境部環境政策課へ提出するものとする。
- 2 環境部環境政策課長は、小売電気事業者から提出された様式1の内容を確認し、各小売電気事業者の評価点を判定する。

### (判定結果の通知及び公表)

第7条 環境部環境政策課長は、判定の結果について、各小売電気事業者へ通知するとともに、必要に応じて入札担当所属の長又は電力調達契約の担当所属の長へ通知するものとする。

2 環境部環境政策課長は、全ての機関が環境に配慮した電力を調達できるよう、別表「評価基準」を満たす小売電気事業者をインターネット等で公表するものとする。

(電力調達契約の資格の確認)

第8条 入札担当課の長又は電力調達契約の担当課の長は、環境部環境政策課長からの通知又はインターネット等により各小売電気事業者の判定結果を確認するものとする。

(方針改定)

第9条 小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況は毎年変わることから、本方針又は評価基準はおおむね1年に一度、改定することとする。

(判定の有効期間)

第10条 判定結果は、第9条の方針又は評価基準が改定されるまで有効とする。

(契約結果の通知)

第11条 電力調達発注所属長は、電力契約の結果について、契約終了後、「新潟市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく電力入札・見積合せ結果通知書」(様式2)に次の各号の書類の写しを添えて、環境部環境政策課長に提出するものとする。

(1)電力供給契約書

(2)電力供給契約条項

(3)契約単価兼積算内訳書

(実施結果の公表)

第12条 市長は、毎会計年度の終了後、環境配慮電力調達の契約結果の概要を取りまとめ、公表する。

(適用除外)

第13条 本方針は、温室効果ガス排出量の削減を目的として、調達する電力に占める再生可能エネルギーの割合をあらかじめ決定して行われる電力の調達には適用しない。

附則

(施行期日)

この方針は、平成26年6月10日から施行する。

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

この方針は、平成29年4月1日から施行する。

この方針は、平成30年4月1日から施行する。

この方針は、平成31年4月1日から施行する。

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

この方針は、令和3年4月1日から施行する。

この方針は、令和4年4月1日から施行する。

この方針は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表

## 新潟市環境配慮電力調達評価基準

項目	区分	配点
(1) 令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素 排出係数 (基礎または調整後排出係数) (単位 : kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
(2) 令和3年度の未利用エネルギーの活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
(3) 令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	導入していない	0
(4) RE100 対応電気の提供状況	提供している	5
	提供していない	0
合計		105

## 注1 令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (基礎または調整後排出係数)

(単位 : kg-CO<sub>2</sub>/kWh)

「令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。

地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和3年度の二酸化炭素排出係数。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した排出係数を用いることができるものとする。

また、事業者は基礎排出係数または調整後排出係数のいずれかを選択できるものとする。

なお、基礎排出係数または調整後排出係数は、事業者別に算定されたものとし、メニュー別排出係数を含まない。

## 注 2 令和 3 年度の未利用エネルギーの活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 3 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。

令和 3 年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和 3 年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値  
(算定方式)

令和 3 年度の未利用エネルギーの活用状況（％）

$$= \frac{\text{令和 3 年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）}}{\text{令和 3 年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$$

1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
  - ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
  - ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。
  - ①工場等の廃熱又は排圧
  - ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
  - ③高炉ガス又は副生ガス
3. 令和 3 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
4. 令和 3 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

## 注 3 令和 3 年度の再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの  
(算定方式)

$$\text{令和 3 年度の再生可能エネルギーの導入状況（％）} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$$

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））
- ② グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）

- ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)
- ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付き非 FIT 非化石証書の量 (kWh)
- ⑥ 令和3年度の供給電力量 (需要端(kWh))

1. 再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマス）による電気を対象とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）
2. 令和3年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
3. 令和3年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
4. ①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は令和3年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

#### 注4 RE100 対応電気の提供状況

提出時点において、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を提供可能かについて評価する。

1. RE100における再生可能エネルギー電気とは、バイオマス（バイオガスを含む）、地熱、太陽光、水力、風力を用いて発電された電気をいう。

# 電力供給条件仕様書

## 1 概要

- (1) 件名 新潟市立学校で使用する電力の供給（新津第一小学校 外 55 校）
- (2) 供給場所 別紙 1 のとおり
- (3) 現行供給者 別紙（参考）R4 現行供給者一覧のとおり
- (4) 業種及び用途 学校

## 2 仕様

### (1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6,000 ボルト
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000 ボルト
- エ 標準周波数 50 ヘルツ
- オ 受電方式 1 回線受電

### (2) 契約電力及び予定使用電力量等

- ア 予定契約電力 別紙 3 のとおり

ただし、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいう）

- イ 予定使用電力量（令和 5 年 7 月～令和 6 年 6 月） 別紙 3 のとおり
- ウ 最大需要電力実績（令和 4 年 1 月～令和 4 年 12 月） 別紙 2 のとおり
- エ 使用電力量実績（令和 4 年 1 月～令和 4 年 12 月） 別紙 2 のとおり

### (3) 契約期間

令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで（12 か月）

### (4) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置 自動検針装置の有無については調査の上、設置が必要な場合は供給者の負担において設置する。
- イ 電力会社の検針方法 検針員による検針又は電力需給用複合計器による把握

### (5) 受給地点 別紙 1 のとおり（現受給契約電気事業者との契約に準じる）

### (6) 電気工作物の財産分界点 受給地点に同じ

### (7) 保安上の責任分界点 受給地点に同じ

## 3 料金の算定等

- (1) 力率は、契約期間中 100 パーセントを保持する予定。
- (2) 各月の料金の算定方法について、基本料金の力率割引又は割増は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める標準供給条件と同様とする。また、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金も、当該地域を管轄する一般送配電事業者が適用する条件と同様とする。  
なお、入札価格の算定にあたっては、力率は 100 パーセントとし、燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- ア 契約電力および最大需要電力の単位は 1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
  - イ 使用電力量の単位は 1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
  - ウ 力率の単位は 1 パーセントとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
  - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (4) 各学校の使用電力量の計量など料金の算定上必要な計量器、その付属装置等及び既設設備の改造工事等が必要な場合の費用は、すべて供給者の負担で取り付けること。また、計量器等の稼働により生じる電気料金についても供給者の負担とする。
- (5) 毎月の料金の請求については次のとおりとする。請求書は紙で送付すること。
- 件名②は、小学校分は「新津第一小学校 外 52 校分」と集約して教育委員会学務課に行い、高等学校及び中等教育学校分は、直接各学校事務局へ行うこと。
- (6) 請求の際には、請求書のほかに、学校ごとの内訳書（電力種別、使用電力量、最大電力、力率、契約電力、料金単価、料金等）をひとつの電子データにして添付すること。
- なお、電子データの形式は、エクセルか CSV 形式のファイルとし、別紙 1 の順に各校ごとのデータを並べたものとする。その他の詳細は必要により協議する。
- (7) 料金の算定にあたっては、学校ごとに税込金額で算出を行い、その総合計を請求金額とすること。
- (8) 各学校が自校の使用電力量の推移等を、Web 上で確認できるなどの情報提供サービスがあること。
- (9) 使用電力量の検針後、検針結果（使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）を速やかに各学校に通知すること。ただし、上記(8)で確認できる場合は省略も可とする。
- (10) 季節条件等の変動により年間の実績が予定使用電力量を上回る場合にも、同一の単価を適用する。また、予定使用電力量に達しない場合でも、料金の精算は行わない。
- (11) 毎月の契約代金や遅延利息の具体的な取り扱いといった細目的事項について、別途協定書を締結できるものとする。

#### 4 その他

- (1) 工事が必要な場合や事故等が発生した場合の連絡体制を確立しておくこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。

【別紙1】②新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外55校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
1	新津第一小学校	新潟市秋葉区新津本町4丁目4番3号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
2	新津第二小学校	新潟市秋葉区新町2丁目3番3号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
3	新津第三小学校	新潟市秋葉区山谷町3丁目4785番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
4	結小学校	新潟市秋葉区結132番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
5	荻川小学校	新潟市秋葉区車場922番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
6	小合東小学校	新潟市秋葉区小戸上組234番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
7	金津小学校	新潟市秋葉区古津88番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
8	阿賀小学校	新潟市秋葉区新津東町2丁目1325番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
9	新関小学校	新潟市秋葉区下新766番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
10	小須戸小学校	新潟市秋葉区横川浜541番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
11	矢代田小学校	新潟市秋葉区矢代田5596番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
12	新飯田小学校	新潟市南区新飯田1791番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
13	茨曾根小学校	新潟市南区茨曾根1432番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
14	庄瀬小学校	新潟市南区菱瀧新田193番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
15	小林小学校	新潟市南区浦梨215番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
16	白根小学校	新潟市南区白根1407番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
17	臼井小学校	新潟市南区臼井4483番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
18	大鷲小学校	新潟市南区東笠巻1202番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
19	根岸小学校	新潟市南区山崎興野2288番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
20	大通小学校	新潟市南区大通南5丁目5426番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
21	味方小学校	新潟市南区吉江370番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
22	月瀧小学校	新潟市南区月瀧1410番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
23	小針小学校	新潟市西区小針2丁目36番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
24	新通小学校	新潟市西区坂井東6丁目18番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
25	内野小学校	新潟市西区内野山手2丁目18番36号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
26	木山小学校	新潟市西区谷内1886番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
27	赤塚小学校	新潟市西区赤塚4478番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
28	小瀬小学校	新潟市西区小瀬637番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電



【別紙1】②新潟市立学校で使用する電力の供給（新津第一小学校 外55校）

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
29	笠木小学校	新潟市西区笠木1695番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
30	青山小学校	新潟市西区西有明町4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
31	真砂小学校	新潟市西区真砂3丁目24番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
32	五十嵐小学校	新潟市西区寺尾西4丁目23番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
33	坂井輪小学校	新潟市西区坂井東1丁目2番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
34	坂井東小学校	新潟市西区坂井東5丁目17番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
35	西内野小学校	新潟市西区内野上新町308番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
36	東青山小学校	新潟市西区青山261番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
37	大野小学校	新潟市西区大野町3140番地乙	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
38	黒埼南小学校	新潟市西区木場911番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
39	山田小学校	新潟市西区山田2781番地2	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
40	立仏小学校	新潟市西区立仏950番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
41	新通つばさ小学校	新潟市西区大野137番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
42	岩室小学校	新潟市西蒲区西長島510番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
43	和納小学校	新潟市西蒲区和納1212番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
44	曾根小学校	新潟市西蒲区曾根750番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
45	鎧郷小学校	新潟市西蒲区天竺堂412番地4	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
46	升潟小学校	新潟市西蒲区升潟2179番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
47	中之口東小学校	新潟市西蒲区小吉1100番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
48	中之口西小学校	新潟市西蒲区打越甲244番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
49	越前小学校	新潟市西蒲区越前浜4670番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
50	松野尾小学校	新潟市西蒲区松野尾690番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
51	巻南小学校	新潟市西蒲区堀山新田1301番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
52	漆山小学校	新潟市西蒲区馬堀4515番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
53	巻北小学校	新潟市西蒲区竹野町163番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
54	万代高等学校	新潟市中央区沼垂東6丁目8番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
55	明鏡高等学校	新潟市中央区沼垂東6丁目11番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
56	高志中等教育学校	新潟市中央区高志1丁目15番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙2】 ②新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外55校)

使用電力量および最大需要電力の実績値(令和4年1月～令和4年12月)

番号	学番	施設名	月間使用量(kWh)												合計
			令和4年 1月	令和4年 2月	令和4年 3月	令和4年 4月	令和4年 5月	令和4年 6月	令和4年 7月	令和4年 8月	令和4年 9月	令和4年 10月	令和4年 11月	令和4年 12月	
1	1501	新津第一小学校	19,145	19,676	17,644	9,632	9,652	15,392	19,861	8,310	14,132	10,654	12,499	18,087	174,684
2	1502	新津第二小学校	8,464	8,753	8,209	6,640	6,731	8,342	7,458	3,943	7,420	9,092	8,775	9,014	92,841
3	1503	新津第三小学校	12,453	12,651	11,949	10,272	10,712	14,279	13,533	7,057	12,287	11,192	12,202	12,892	141,479
4	1505	結小学校	12,277	12,515	10,981	8,804	9,585	14,703	15,034	4,476	12,150	9,843	11,485	12,376	134,229
5	1506	荻川小学校	11,004	11,170	10,079	9,196	9,840	15,785	14,610	6,108	12,324	11,568	12,814	13,243	137,741
6	1507	小合東小学校	5,607	5,646	5,336	4,604	4,087	6,471	7,207	3,369	5,035	4,869	5,704	6,218	64,153
7	1509	金津小学校	8,820	8,561	8,154	6,239	6,362	9,218	11,013	5,211	7,555	6,975	7,792	9,610	95,510
8	1510	阿賀小学校	20,561	21,722	17,907	12,774	12,929	18,674	20,926	9,345	16,574	13,888	17,071	20,589	202,960
9	1511	新関小学校	7,008	6,906	6,837	5,853	5,776	9,342	7,333	4,388	5,668	5,872	6,106	7,420	78,509
10	1512	小須戸小学校	11,250	11,216	9,570	7,449	8,177	12,786	16,321	7,200	10,734	7,537	9,673	13,077	124,990
11	1513	矢代田小学校	6,646	6,231	6,019	5,151	4,907	8,331	10,654	3,897	6,083	5,178	5,701	6,317	75,115
12	1601	新飯田小学校	6,240	6,129	5,782	4,446	4,216	6,986	9,204	3,417	6,037	4,429	5,332	5,548	67,766
13	1602	茨曾根小学校	6,880	7,470	6,126	4,157	4,014	8,200	10,505	6,784	9,361	8,753	8,481	7,775	88,506
14	1603	庄瀬小学校	11,828	12,433	11,890	7,129	7,072	9,927	11,367	5,926	8,728	7,461	9,415	11,384	114,560
15	1604	小林小学校	11,537	10,595	9,742	5,966	5,486	7,973	13,284	7,059	7,963	6,317	8,144	11,619	105,685
16	1605	白根小学校	19,766	19,999	18,873	13,796	13,383	23,640	23,265	12,662	17,789	13,573	15,971	21,050	213,767
17	1606	臼井小学校	11,322	11,754	11,343	8,237	7,634	14,194	16,932	7,925	10,140	8,511	9,186	11,176	128,354
18	1607	大鷲小学校	11,630	12,378	10,516	8,316	6,863	11,287	15,127	5,426	10,362	7,228	11,116	14,071	124,320
19	1608	根岸小学校	12,759	13,008	10,674	6,251	6,371	10,699	12,349	4,964	8,434	7,110	8,194	12,313	113,126
20	1609	大通小学校	10,610	10,175	9,516	8,309	8,223	11,553	12,130	8,199	12,007	8,957	9,148	11,733	120,560
21	1610	味方小学校	11,136	11,171	10,336	8,100	7,931	8,724	7,988	5,915	8,414	8,128	8,762	9,621	106,226
22	1611	月潟小学校	17,952	17,959	16,741	15,021	15,095	20,427	20,051	10,261	17,149	14,909	15,050	15,792	196,407
23	1701	小針小学校	14,543	13,949	12,968	11,739	12,446	16,685	16,671	8,178	15,131	13,506	14,481	14,137	164,434
24	1702	新通小学校	16,335	16,859	15,839	13,649	13,733	18,986	18,878	10,059	16,303	14,388	15,903	17,801	188,733
25	1703	内野小学校	26,996	23,293	20,757	17,764	16,987	20,564	22,163	16,808	20,710	18,294	21,658	23,909	249,903
26	1704	木山小学校	8,970	9,982	8,235	5,473	5,495	9,204	11,331	3,553	7,268	6,371	6,961	9,255	92,098
27	1705	赤塚小学校	9,280	9,652	8,388	5,809	5,918	10,502	13,013	7,557	12,708	7,373	8,190	11,204	109,594
28	1706	小瀬小学校	7,023	7,442	6,463	3,434	3,489	5,210	7,574	2,817	4,295	3,676	3,923	5,221	60,567
29	1707	笠木小学校	5,658	5,905	5,227	3,640	3,466	4,492	5,216	2,961	4,890	3,687	4,098	5,585	54,825
30	1708	青山小学校	11,066	10,968	10,117	9,083	9,935	13,629	14,947	10,589	12,749	10,597	11,959	12,594	138,233
31	1709	真砂小学校	14,630	14,579	12,627	10,994	11,356	14,835	17,172	12,992	17,607	16,787	14,031	14,009	171,619
32	1710	五十嵐小学校	16,793	17,677	15,612	13,820	14,714	21,868	19,226	9,921	17,671	15,266	16,623	16,450	195,641
33	1711	坂井輪小学校	16,466	16,876	16,098	13,318	12,699	16,236	15,001	7,418	13,671	13,479	14,754	14,862	170,878
34	1712	坂井東小学校	11,149	11,031	9,938	9,601	9,785	14,315	15,930	7,970	12,215	10,863	12,035	12,240	137,072
35	1713	西内野小学校	17,015	18,059	14,704	11,368	12,143	16,677	16,400	8,756	14,835	12,869	14,963	16,514	174,303
36	1714	東青山小学校	14,517	18,230	15,052	10,255	10,505	15,575	17,138	6,935	14,225	10,792	12,042	15,924	161,190
37	1715	大野小学校	21,097	21,045	18,359	11,822	10,822	17,867	22,982	14,311	19,652	14,989	14,252	23,518	210,716
38	1716	黒埜南小学校	15,862	15,847	13,852	9,187	8,809	12,474	15,629	10,257	14,257	12,152	11,981	14,817	155,124
39	1717	山田小学校	13,143	13,280	10,801	9,339	10,820	17,865	19,297	7,089	14,705	11,779	13,463	15,971	157,552
40	1718	立仏小学校	12,201	12,134	10,636	8,945	9,902	13,560	15,089	9,084	14,272	12,536	10,718	11,400	140,477
41	1719	新通つばさ小学校	16,172	16,323	15,662	13,668	14,287	17,274	18,976	14,722	14,726	14,191	14,407	15,389	185,797
42	1801	岩室小学校	12,190	12,613	11,413	7,261	6,692	11,201	13,429	7,196	9,493	7,710	9,554	11,090	119,842
43	1802	和納小学校	17,266	19,482	16,365	9,004	7,102	9,884	12,749	8,131	10,557	8,102	11,018	15,718	145,378
44	1803	曾根小学校	6,650	6,000	5,523	5,494	5,451	6,493	7,268	5,400	6,857	6,515	6,982	7,838	76,471
45	1804	鑑郷小学校	8,878	8,266	9,513	6,886	6,237	7,896	10,405	7,141	8,922	7,384	9,050	10,987	101,565
46	1805	升潟小学校	8,022	8,589	6,113	3,705	3,570	4,241	5,098	2,398	4,408	3,810	5,067	7,090	62,111
47	1809	中之口東小学校	5,976	5,812	5,676	4,709	4,314	8,631	9,911	5,245	5,319	4,656	5,463	5,947	71,659
48	1810	中之口西小学校	5,953	6,004	5,702	4,896	5,422	9,331	11,334	5,022	6,356	5,894	6,502	6,968	79,384
49	1811	越前小学校	9,139	9,792	9,005	8,205	7,562	9,794	12,535	6,393	8,572	6,697	8,173	10,360	106,227
50	1812	松野尾小学校	6,912	7,578	5,757	4,766	4,393	8,303	9,775	4,350	5,624	4,463	5,278	7,542	74,741
51	1813	巻南小学校	19,615	19,092	13,855	10,869	10,696	18,110	20,530	9,631	14,853	11,415	13,181	19,450	181,297
52	1814	漆山小学校	11,497	11,602	10,531	6,483	6,283	10,705	14,382	6,833	9,828	6,428	7,031	9,130	110,733
53	1815	巻北小学校	24,923	29,511	20,525	9,402	9,596	14,312	18,541	7,983	16,749	10,703	15,420	25,794	203,459
54	4301	万代高等学校	26,287	22,407	20,903	21,966	21,927	26,642	39,610	30,816	33,596	26,062	25,986	26,809	323,011
55	4303	明鏡高等学校	27,442	24,687	19,390	19,224	21,713	21,392	24,312	16,058	22,149	19,910	22,184	25,542	264,003
56	6301	高志中等教育学校	29,315	26,073	26,930	26,342	25,043	26,396	27,510	22,135	25,854	28,526	28,232	27,092	319,448

【別紙2】 ②新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外55校)

使用電力量および最大需要電力の実績値(令和4年1月～令和4年12月)

番号	学番	施設名	最大需要電力(kW)												最大
			令和4年 1月	令和4年 2月	令和4年 3月	令和4年 4月	令和4年 5月	令和4年 6月	令和4年 7月	令和4年 8月	令和4年 9月	令和4年 10月	令和4年 11月	令和4年 12月	
1	1501	新津第一小学校	114	117	107	54	54	151	135	118	141	95	108	108	151
2	1502	新津第二小学校	54	58	53	46	39	52	56	39	47	53	47	52	58
3	1503	新津第三小学校	77	76	70	56	58	74	83	69	83	61	65	77	83
4	1505	結小学校	80	79	66	59	70	100	100	39	90	55	63	77	100
5	1506	荻川小学校	77	73	66	61	63	70	74	55	62	62	71	80	80
6	1507	小合東小学校	38	37	37	30	25	29	32	20	31	27	32	36	38
7	1509	金津小学校	55	50	48	41	34	53	61	46	43	40	48	53	61
8	1510	阿賀小学校	152	133	122	99	109	150	143	133	154	94	108	133	154
9	1511	新関小学校	42	41	44	34	29	36	34	25	30	30	33	39	44
10	1512	小須戸小学校	70	103	62	57	48	102	101	82	104	38	82	106	106
11	1513	矢代田小学校	43	38	38	32	29	39	42	25	34	32	33	39	43
12	1601	新飯田小学校	45	42	43	38	23	45	52	44	54	24	39	40	54
13	1602	茨曾根小学校	52	49	48	38	21	57	55	45	60	35	48	56	60
14	1603	庄瀬小学校	88	86	82	68	40	71	72	40	65	52	59	81	88
15	1604	小林小学校	74	67	72	53	42	68	76	57	79	28	58	73	79
16	1605	白根小学校	107	107	90	62	66	125	124	79	131	52	72	113	131
17	1606	臼井小学校	66	67	71	48	52	81	82	57	62	47	47	61	82
18	1607	大鷲小学校	95	98	73	55	40	101	106	36	96	40	77	95	106
19	1608	根岸小学校	72	71	68	45	33	63	67	53	64	41	58	72	72
20	1609	大通小学校	68	63	57	48	49	58	71	49	70	47	47	71	71
21	1610	味方小学校	50	53	49	36	31	40	39	35	39	31	35	46	53
22	1611	月潟小学校	141	129	127	102	117	125	126	111	128	108	117	133	141
23	1701	小針小学校	89	89	77	66	68	85	87	72	83	67	77	92	92
24	1702	新通小学校	119	113	105	97	85	102	103	102	108	92	99	115	119
25	1703	内野小学校	129	127	108	93	81	109	111	97	131	81	97	115	131
26	1704	木山小学校	63	63	62	36	33	57	59	42	58	38	41	60	63
27	1705	赤塚小学校	64	61	58	39	39	80	76	76	88	50	56	73	88
28	1706	小瀬小学校	49	50	47	24	21	41	43	30	48	26	26	42	50
29	1707	笠木小学校	46	47	39	31	22	40	44	33	44	27	35	41	47
30	1708	青山小学校	81	70	70	54	56	75	75	72	70	57	69	75	81
31	1709	真砂小学校	94	88	79	63	61	88	94	74	90	67	72	88	94
32	1710	五十嵐小学校	114	114	108	85	87	107	130	99	111	88	98	105	130
33	1711	坂井輪小学校	97	100	89	78	76	83	89	75	82	81	82	90	100
34	1712	坂井東小学校	68	74	73	64	56	90	93	65	94	67	77	80	94
35	1713	西内野小学校	103	103	98	66	62	83	84	72	83	63	77	95	103
36	1714	東青山小学校	131	137	121	60	62	128	129	111	133	70	82	112	137
37	1715	大野小学校	138	126	116	69	54	127	133	112	134	60	77	146	146
38	1716	黒崎南小学校	102	101	86	66	49	82	85	68	77	62	65	96	102
39	1717	山田小学校	97	98	77	60	99	109	111	109	109	59	81	102	111
40	1718	立仏小学校	86	86	81	55	62	93	93	66	78	60	64	85	93
41	1719	新通つばさ小学校	82	81	71	62	55	66	70	58	64	54	60	74	82
42	1801	岩室小学校	79	80	73	49	45	67	73	60	64	55	54	78	80
43	1802	和納小学校	129	126	119	84	70	92	102	91	118	74	80	110	129
44	1803	曾根小学校	49	51	47	46	40	50	47	46	64	41	52	49	64
45	1804	鍮郷小学校	71	75	61	44	33	71	69	68	72	53	62	73	75
46	1805	升潟小学校	68	66	51	28	23	34	40	30	37	22	48	64	68
47	1809	中之口東小学校	33	32	31	28	22	39	42	29	37	27	25	32	42
48	1810	中之口西小学校	39	41	38	34	32	48	55	34	41	34	40	42	55
49	1811	越前小学校	53	55	51	48	36	52	61	53	59	32	49	70	70
50	1812	松野尾小学校	57	64	48	42	23	62	66	53	69	24	37	53	69
51	1813	巻南小学校	109	108	99	79	65	113	119	100	105	73	82	120	120
52	1814	漆山小学校	71	73	66	56	34	79	85	86	84	50	44	67	86
53	1815	巻北小学校	193	167	166	59	49	137	161	122	175	75	110	196	196
54	4301	万代高等学校	130	129	121	112	114	149	179	179	169	125	137	130	179
55	4303	明鏡高等学校	122	122	109	103	107	113	108	91	115	105	94	130	130
56	6301	高志中等教育学校	128	134	119	109	101	111	115	113	116	120	122	138	138



【別紙3】 ②新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外55校) 予定契約電力および予定使用電力量

番号		施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季
				※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。														
				令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	令和6年1月	令和6年2月	令和6年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月			
1	1501	新津第一小学校	151	19,800	8,300	14,100	10,600	12,400	18,000	17,900	19,600	17,600	9,600	9,600	15,300	172,800	42,200	130,600
2	1502	新津第二小学校	58	7,400	3,900	7,400	9,000	8,700	9,000	9,100	8,700	8,200	6,600	6,700	8,300	93,000	18,700	74,300
3	1503	新津第三小学校	83	13,500	7,000	12,200	11,100	12,200	12,800	12,800	12,600	11,900	10,200	10,700	14,200	141,200	32,700	108,500
4	1505	結小学校	100	15,000	4,400	12,100	9,800	11,400	12,300	12,500	12,000	10,000	8,800	9,500	14,700	132,500	31,500	101,000
5	1506	荻川小学校	80	14,600	6,100	12,300	11,500	12,800	13,200	12,800	11,100	10,000	9,100	9,800	15,700	139,000	33,000	106,000
6	1507	小合東小学校	38	7,200	3,300	5,000	4,800	5,700	6,200	6,200	5,600	5,300	4,600	4,000	6,400	64,300	15,500	48,800
7	1509	金津小学校	61	11,000	5,200	7,500	6,900	7,700	9,600	9,200	8,500	8,100	6,200	6,300	9,200	95,400	23,700	71,700
8	1510	阿賀小学校	154	20,900	9,300	16,500	13,800	17,000	20,500	20,800	21,700	17,900	12,700	12,900	18,600	202,600	46,700	155,900
9	1511	新関小学校	44	7,300	4,300	5,600	5,800	6,100	7,400	7,000	6,900	6,800	5,800	5,700	9,300	78,000	17,200	60,800
10	1512	小須戸小学校	106	16,300	7,200	10,700	7,500	9,600	13,000	12,700	11,200	9,500	7,400	8,100	12,700	125,900	34,200	91,700
11	1513	矢代田小学校	43	10,600	3,800	6,000	5,100	5,700	6,300	6,100	6,200	6,000	5,100	4,900	8,300	74,100	20,400	53,700
12	1601	新飯田小学校	54	9,200	3,400	6,000	4,400	5,300	5,500	5,400	6,100	5,700	4,400	4,200	6,900	66,500	18,600	47,900
13	1602	茨曾根小学校	60	10,500	6,700	9,300	8,700	8,400	7,700	7,600	7,400	6,100	4,100	4,000	8,200	88,700	26,500	62,200
14	1603	庄瀬小学校	88	11,300	5,900	8,700	7,400	9,400	11,300	11,500	12,400	11,800	7,100	7,000	9,900	113,700	25,900	87,800
15	1604	小林小学校	79	13,200	7,000	7,900	6,300	8,100	11,600	11,500	10,500	9,700	5,900	5,400	7,900	105,000	28,100	76,900
16	1605	白根小学校	131	23,200	12,600	17,700	13,500	15,900	21,000	20,200	19,000	18,000	13,700	13,300	23,600	211,700	53,500	158,200
17	1606	臼井小学校	82	16,900	7,900	10,100	8,500	9,100	11,100	10,600	11,700	11,300	8,200	7,600	14,100	127,100	34,900	92,200
18	1607	大鷲小学校	106	15,100	5,400	10,300	7,200	11,100	14,000	14,600	12,300	10,500	8,300	6,800	11,200	126,800	30,800	96,000
19	1608	根岸小学校	72	12,300	4,900	8,400	7,100	8,100	12,300	11,800	13,000	10,600	6,200	6,300	10,600	111,600	25,600	86,000
20	1609	大通小学校	71	12,100	8,100	12,000	8,900	9,100	11,700	11,800	10,100	9,500	8,300	8,200	11,500	121,300	32,200	89,100
21	1610	味方小学校	53	7,900	5,900	8,400	8,100	8,700	9,600	9,700	11,100	10,300	8,100	7,900	8,700	104,400	22,200	82,200
22	1611	月潟小学校	141	20,000	10,200	17,100	14,900	15,000	15,700	14,700	17,900	16,700	15,000	15,000	20,400	192,600	47,300	145,300
23	1701	小針小学校	92	16,600	8,100	15,100	13,500	14,400	14,100	15,100	13,900	12,900	11,700	12,400	16,600	164,400	39,800	124,600
24	1702	新通小学校	119	18,800	10,000	16,300	14,300	15,900	17,800	17,400	16,800	15,800	13,600	13,700	18,900	189,300	45,100	144,200
25	1703	内野小学校	131	22,100	16,800	20,700	18,200	21,600	23,900	24,300	23,200	20,700	17,700	16,900	20,500	246,600	59,600	187,000
26	1704	木山小学校	63	11,300	3,500	7,200	6,300	6,900	9,200	9,600	9,900	8,200	5,400	5,400	9,200	92,100	22,000	70,100
27	1705	赤塚小学校	88	13,000	7,500	12,700	7,300	8,100	11,200	10,900	9,600	8,300	5,800	5,900	10,500	110,800	33,200	77,600
28	1706	小瀬小学校	50	7,500	2,800	4,200	3,600	3,900	5,200	5,400	7,400	6,400	3,400	3,400	5,200	58,400	14,500	43,900
29	1707	笠木小学校	47	5,200	2,900	4,800	3,600	4,000	5,500	5,700	5,900	5,200	3,600	3,400	4,400	54,200	12,900	41,300
30	1708	青山小学校	81	14,900	10,500	12,700	10,500	11,900	12,500	12,600	10,900	10,100	9,000	9,900	13,600	139,100	38,100	101,000
31	1709	真砂小学校	94	17,100	12,900	17,600	16,700	14,000	14,000	13,800	14,500	12,600	10,900	11,300	14,800	170,200	47,600	122,600

【別紙3】 ②新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外55校) 予定契約電力および予定使用電力量

番号		施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季
				※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。														
				令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	令和6年1月	令和6年2月	令和6年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月			
32	1710	五十嵐小学校	130	19,200	9,900	17,600	15,200	16,600	16,400	17,300	17,600	15,600	13,800	14,700	21,800	195,700	46,700	149,000
33	1711	坂井輪小学校	100	15,000	7,400	13,600	13,400	14,700	14,800	14,900	16,800	16,000	13,300	12,600	16,200	168,700	36,000	132,700
34	1712	坂井東小学校	94	15,900	7,900	12,200	10,800	12,000	12,200	12,100	11,000	9,900	9,600	9,700	14,300	137,600	36,000	101,600
35	1713	西内野小学校	103	16,400	8,700	14,800	12,800	14,900	16,500	16,500	18,000	14,700	11,300	12,100	16,600	173,300	39,900	133,400
36	1714	東青山小学校	137	17,100	6,900	14,200	10,700	12,000	15,900	17,300	18,200	15,000	10,200	10,500	15,500	163,500	38,200	125,300
37	1715	大野小学校	146	22,900	14,300	19,600	14,900	14,200	23,500	23,100	21,000	18,300	11,800	10,800	17,800	212,200	56,800	155,400
38	1716	黒崎南小学校	102	15,600	10,200	14,200	12,100	11,900	14,800	14,300	15,800	13,800	9,100	8,800	12,400	153,000	40,000	113,000
39	1717	山田小学校	111	19,200	7,000	14,700	11,700	13,400	15,900	16,300	13,200	10,800	9,300	10,800	17,800	160,100	40,900	119,200
40	1718	立仏小学校	93	15,000	9,000	14,200	12,500	10,700	11,400	11,100	12,100	10,600	8,900	9,900	13,500	138,900	38,200	100,700
41	1719	新通つばさ小学校	82	18,900	14,700	14,700	14,100	14,400	15,300	15,600	16,300	15,600	13,600	14,200	17,200	184,600	48,300	136,300
42	1801	岩室小学校	80	13,400	7,100	9,400	7,700	9,500	11,000	10,000	12,600	11,400	7,200	6,600	11,200	117,100	29,900	87,200
43	1802	和納小学校	129	12,700	8,100	10,500	8,100	11,000	15,700	16,700	19,400	16,300	9,000	7,100	9,800	144,400	31,300	113,100
44	1803	曾根小学校	64	7,200	5,400	6,800	6,500	6,900	7,800	7,500	6,000	5,500	5,400	5,400	6,400	76,800	19,400	57,400
45	1804	鎧郷小学校	75	10,400	7,100	8,900	7,300	9,000	10,900	8,900	8,200	9,500	6,800	6,200	7,800	101,000	26,400	74,600
46	1805	升潟小学校	68	5,000	2,300	4,400	3,800	5,000	7,000	7,400	8,500	6,100	3,700	3,500	4,200	60,900	11,700	49,200
47	1809	中之口東小学校	42	9,900	5,200	5,300	4,600	5,400	5,900	5,900	5,800	5,600	4,700	4,300	8,600	71,200	20,400	50,800
48	1810	中之口西小学校	55	11,300	5,000	6,300	5,800	6,500	6,900	7,200	6,000	5,700	4,800	5,400	9,300	80,200	22,600	57,600
49	1811	越前小学校	70	12,500	6,300	8,500	6,600	8,100	10,300	9,500	9,700	9,000	8,200	7,500	9,700	105,900	27,300	78,600
50	1812	松野尾小学校	69	9,700	4,300	5,600	4,400	5,200	7,500	6,600	7,500	5,700	4,700	4,300	8,300	73,800	19,600	54,200
51	1813	巻南小学校	120	20,500	9,600	14,800	11,400	13,100	19,400	18,400	19,000	13,800	10,800	10,600	18,100	179,500	44,900	134,600
52	1814	漆山小学校	86	14,300	6,800	9,800	6,400	7,000	9,100	10,200	11,600	10,500	6,400	6,200	10,700	109,000	30,900	78,100
53	1815	巻北小学校	196	18,500	7,900	16,700	10,700	15,400	25,700	26,200	29,500	20,500	9,400	9,500	14,300	204,300	43,100	161,200
54	4301	万代高等学校	179	39,000	30,000	33,000	26,000	25,000	26,000	26,000	22,000	20,000	21,000	21,000	26,000	315,000	102,000	213,000
55	4303	明鏡高等学校	130	24,000	16,000	22,000	19,000	22,000	25,000	26,000	19,000	24,000	19,000	21,000	21,000	258,000	62,000	196,000
56	6301	高志中等教育学校	138	27,000	22,000	25,000	28,000	28,000	27,000	28,000	26,000	26,000	26,000	25,000	26,000	314,000	74,000	240,000
合計			5,219	832,400	454,900	673,400	569,400	630,100	745,100	744,300	738,500	661,600	514,500	513,900	733,900	7,812,000	1,960,700	5,851,300

## 電力供給契約書（案）

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、「新潟市立学校で使用する電力の供給（新津第一小学校 外 5 5 校）」について次のとおり契約を締結する。

- 1 契約件名 新潟市立学校で使用する電力の供給（新津第一小学校 外 5 5 校）
- 2 契約期間 令和 5 年 7 月 1 日午前 0 時から 令和 6 年 6 月 3 0 日午後 1 2 時まで
- 3 供給場所 別表のとおり
- 4 供給内容 別紙仕様書のとおり

5 契約単価	基本料金単価（円／kW）	円
	夏季電力量料金単価（円／kWh）	円
	その他季電力量料金単価（円／kWh）	円

※上記において、「夏季」とは 7 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間、「その他季」は夏季以外の期間とする。

※上記の各単価には、消費税及び地方消費税を含む。

- 6 契約保証金 新潟市契約規則第 3 3 条及び第 3 4 条の規定による。
- 7 特約条項 別紙「電力供給契約条項」のとおり
- 8 その他 別紙仕様書のとおり

この契約を証するため、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 5 年 7 月 1 日

甲 新潟市中央区学校町通 1 番町 6 0 2 番地 1  
新潟市  
代表者 新潟市長 中原 八一 印

乙 住所  
氏名 印





## 電力供給契約条項

### (目的)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、甲に対して甲が指定する施設で使用する電力を安定的に供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

### (契約保証金)

第2条 新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。

### (権利義務の譲渡の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

### (使用電力量の増減)

第4条 甲の使用電力量は、仕様書に掲げる予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

### (契約電力)

第5条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

### (計量及び検査)

第6条 乙は原則として毎月1日に使用電力量を算定し、速やかに甲に報告して甲の指定する職員等の検査を受けなければならない。

### (電気料金の算定)

第7条 電気の使用に対する代金（以下「電気料金」とする。）の算定は、一月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力量により行うものとする。

### (電気料金の支払)

第8条 乙は、第6条に定められた検査に合格後、速やかに適法な請求書をもって各月毎に料金を請求することができる。

2 前項の電気料金は、第5条に定める契約電力に契約書に定めた契約単価を乗じて得た額（ただし、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増をして得た額とする。）と当該月における使用電力量に契約書に定めた契約単価を乗じて得た額（ただし、燃料費等調整を行う場合は、燃料費等調整額を加え、又は差し引いて得た額とする。）に割引を合算した額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額とする。）とする。

3 甲は、第1項の請求書を受領したときは、その日から30日以内に電気料金を乙に支払うものとする。ただし、支払日による早収・遅収等の定めがある場合は、乙が定める電気供給条件等に基づき協議のうえ決定する。

### (契約の変更)

第9条 この契約を締結した後において、経済事情の変化等により本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合は、甲乙協議のうえ、本契約の一部または全部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要がある時は、書面により定めるものとする。

### (燃料費等調整額等)

第10条 燃料費等調整額は、当該区域の送配電事業者が一般需要家に適用する燃料費等調整単価（消費税および地方消費税を含むものとする。）に、当該月における使用電力量を乗じて算出を行うものとする。

2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金についても、当該区域の送配電事業者が一般需要家に適用する単価をもって算出するものとする。

(損害賠償の負担)

- 第11条 乙は、自己の責により電力供給の停止等のため甲に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を与えたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。
- 2 第三者の行為により電力供給の停止等を生じた場合において、甲が当該第三者に損害賠償の請求をする時は、乙は、甲に協力するものとする。
- 3 第1項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(乙の責による契約の解除)

- 第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
- (1) 契約の締結又は履行について、不正があった場合
  - (2) 天災、その他の不可抗力によらないで、電力の供給をする見込みがないと甲が認めた場合
  - (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合
  - (4) 契約の相手方又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避した場合
  - (5) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失った場合
  - (6) 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められる場合
  - (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
  - (8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合
  - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合
  - (10) 乙がこの契約に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第7号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる場合
  - (11) 乙がこの契約に関して第7号から第10号までのいずれかに該当する者を、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）であって、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
  - (12) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

(談合その他不正行為による解除)

- 第13条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により、当該処分取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
  - (2) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により前号の処分取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定した場合
  - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損害を請求できないものとする。

(解除に伴う措置)

第14条 甲が第12条第1項及び第13条第1項の規定により契約を解除した場合、乙は当該契約の解除があった日から契約期間の満了日までの期間に対応する予定数量を基にして、第10条第2項の規定により計算して得た額の100分の10に相当する額以上を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第15条 乙は、この契約に関して第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額（入札告示において示した予定数量に契約単価を乗じて得た金額）の100分の20に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。この業務が完了した後も同様とする。

(1) 第13条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 第13条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(契約義務の未履行による損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(天災による履行不能)

第17条 天災その他不可抗力によって業務上の損害が認められる場合において、乙が善良なる管理者としての注意義務を怠らなかつたと認められるときは、甲はその損害の全部又は一部を負担するものとする。その負担額は、甲乙協議の上定める。

(危険負担)

第18条 業務を開始する前に生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(秘密の厳守)

第19条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による業務を履行するための個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することがないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(費用の負担)

第21条 この契約の締結に要する一切の費用は乙の負担とする。

(法令の遵守)

第22条 この契約の履行に関して、甲乙は関係法令を遵守するものとする。なお、乙は関係監督機関から処分又は指導等を受けた場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

(暴力団等からの不当介入等に対する措置)

第23条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 この契約にかかる訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第25条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。